

側からの一方的な説明とそれに対する委員の質問ということではなく、より積極的な活発な協議会の運営を期待するものである。

協議会構成メンバーの人選については、県教育委員会の文化課・県庁共同参画課（くらし環境本部）・県民協働課（くらし環境本部）の事前協議により、合議にて決定される。過去3年間での出席率は、およそ68%で平均的に3分の2以上の出席は得られている。ただ、平成16年度の第1回目の協議会においては、委員14名のうち出席者は半数の7名であった。結果的に1年間に2回の協議会で、2回とも欠席されるというケースが毎年1人ずつではあるが見受けられた。多忙な委員が多く、急遽欠席という場合もあろうが、より積極的に協議会に参加いただいて積極的に議論していただくような委員の選任、さらには、協議会の開催日は一人でも多くの委員が出席できるよう十分な調整を行い、協議会がより充実したものとなるよう十分な準備・配慮が必要であると考えている。

## 7. 指定管理者制度の導入について

現在、全国的に公立の博物館や美術館の運営難が取り沙汰されており、効率的な運営を目指し、その運営を民間企業に委託できる指定管理者制度が導入できるようになってきている。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として導入されたものである。

佐賀県においては、既に一部の施設において導入しているものの、陶磁文化館に関しては、まだ導入に向けた十分な検討は行われていない状況である。効果的・効率的な運営のために、指定管理者制度の導入が全国的に叫ばれるなか、その導入に向けた検討が早急に行われるべきであると考えている。

陶磁文化館や他の県立博物館・美術館の場合、他の施設と比較した場合に指定管理者制度に若干なじみにくい側面がある。施設として観覧料を徴収しながら、あるいは徴収しない場合でも施設全般を管理運営していく業務と、学術的な観点から資料の収集・研究・教育を行っていくとする側面である。前者の施設の管理運営という側面は、比較的民間の営利主義的な発想になじみやすく、指定管理者制度を導入しやすい部分であるが、後者の学術的な側面は、主に学芸員が行う業務で、指定管理者制度にはなじみにくい側面を有している。

陶磁文化館における学芸員の活動を大きく区分すると、資料の収集・展示・調査研究・教育普及活動などに分けられる。

具体的には、

「収集活動」

- ・購入資料の収集
- ・寄贈・寄託資料の受入

「展示活動に関するもの」

- ・企画展の開催（常設展・テーマ展・常設特別展・特別企画展）
- ・共催展の開催（平成17年度は13本）

「調査研究活動」

- ・企画展に伴う調査
- ・銘款集、紀要発行に伴う調査
- ・外部調査研究への協力

「教育普及に関するもの」

- ・鑑識（持参品、手紙や電話等による照会）
- ・案内（展示品の説明）
- ・講演等
- ・陶芸文化講座・陶芸教室の開催
- ・写真掲載依頼への対応

- ・取材対応

- ・博物館実習等の受入

- ・印刷物の作成

等で、陶磁文化館の運営目的に照らし合わせれば、何れも非常に重要な業務である。

管理運営する側面と、学芸員が担う学術的な側面は、むしろ相反する側面を持っており、指定管理者制度を導入した場合この部分をどのように考え対処していくかということが非常に重要な点となってくる。

例えば、全面的に指定管理者制度に移行し、民間的な発想により観覧料収入を増やすことによってより営利を追求していこうとすれば、入館者数を増やすための展示内容や企画がなされるであろうし、学術的研究成果の発表や教育を重視した内容の展示とは異なったものが企画されることも予想される。そもそも研究や教育活動自体が指定管理者の立場からはかえって足かせとなることも考えられる。

施設の管理運営は指定管理者に依拠しながら学術的な部分を県の学芸員の出向等により行っていくことも可能であろうが、その場合においても展示品の企画を学芸員が行う場合には、指定管理者が意図する展示品の内容、例えば単純に集客力のみを重視した企画などとはその意図が異なるような場合もあるであろう。

指定管理者制度を実際に導入する場合の方法としては、様々な方法があるであろう。学術的な部門も含めて全ての業務を指定管理者に任せる方法や、学術部門を県からの出向の職員で行っていく方法もある。さらには、施設の管理運営業務と学術的な調査研究・教育普及活動とを分離し全く別の組織で行うこととし、前者を指定管理者制度にて運営する方法や、このほかにも様々な方法が考えられるかもしれない。

指定管理者の報酬の形態にしても、施設の管理のみを委託し、その報酬も管理委託料のみの固定的な報酬とする方法や、展示品の企画や運営等も含めて委託し、その結果観覧料の全て（あるいは一部）を上記固定的報酬のほかに上乗せする方法なども考えられる。

施設そのものがもともと有する公共性の観点、さらには、陶磁器などの貴重な資料はもとより研究成果は県の財産となることなどを十分に踏まえたうえで、学術的な部分をどのように取り扱っていくか、指定管理者への報酬体系をどのようにするか等を十分に検討する必要がある。

他県においては博物館においても指定管理者制度を採用しているところもあり、その情報を入手していくなどしながらその導入の可否を十分に検討していただきたい。

## 8. 陶磁文化館における図録やグッズ等の販売について

陶磁文化館の売店では、様々な図録やグッズが販売されており、このなかには陶磁文化館すなわち県が販売しているものと、財団法人佐賀県芸術文化育成基金（以下、「文化育成基金」という。）が販売しているものが存在する。

図録に関しては、特別企画展の開催時に作成し販売しているが、当初作成は陶磁文化館が販売し、増刷の必要があった場合文化育成基金が作成販売を行っている。この理由は、「図録の作成に要する費用は、その企画展開催年度にのみ予算配分されるため、一回作成すると県費では増刷りはできない。その部分を補完し、お客様のニーズに応えるため基金が増刷りし、頒布を行っている。」ということであった。また、文化育成基金では陶磁文化館のみでなく、他の博物館や美術館においても同様の行為を行っており、「芸術文化普及事業特別会計」という一般会計とは区分した独立した会計処理を行っており、平成16年度においては佐賀城本丸歴史館のオープンもあり、1年間で5,152千円の繰越金が増加している。

文化育成基金は、県民が自らの創意と工夫により積極的に郷土文化の形成に参加できるように援助奨励し、もって活力あふれ豊かで多彩な佐

賀県芸術文化の振興に資することを目的として昭和61年度に設立された財団法人で、県くらし環境本部私学文化課内に事務局をおいている。平成16年度の場合県内の文化団体の活動促進と本県の文化振興のために、2件の自主事業と、14件の助成事業を実施している。

図録の販売に関しては、陶磁文化館の図録と文化育成基金の図録とは、同じ売店で販売されるため、販売代金や、販売されている図録等が明確に区分されているか否かを検討したが、それぞれの図録ごとに区分した在庫管理が実施されており、また、販売代金も明確に区分され、両者の間でそれぞれの売上や仕入が混在する余地はないものと判断できた。

ただ、法人税や消費税の課税関係において以下の点で検討が必要であると考ええる。陶磁文化館での販売に関しては、陶磁文化館は県が運営していること、消費税法60条6項等の規定により、課税関係は生じないものと考ええるが、文化育成基金での販売に関しては検討が必要である。

文化育成基金のような公益法人においては、本来法人税は課税されないが、公益法人がいわゆる収益事業を行う場合には、法人税の課税対象となる。この課税対象となる収益事業については、法人税法施行令第5条1項において、明確に規定されており、図録等の販売は「物品販売業」として当然にこれに該当することになると考える。これに関する県の見解は、「公益法人は収益事業を営む場合に限り、その収益事業から生じる所得に対して課税されることとされている。当財団は、図録等の頒布は芸術文化の普及・発展を図ろうとする募金活動である。したがって、収益事業ではないので、課税対象とはならない。」ということであった。文化育成基金においては、あくまで募金であるとして、公益事業の範囲内という位置づけで法人税の申告を行っていない。

法人税法基本通達15-1-1において「公益法人等が法人税法施行令第5条第1項各号に掲げる事業のいずれかに該当する事業を営む場合には、たとえその営む事業が当該公益法人の本来の目的であるときであっても、当該事業から生ずる所得については法人税が課されることに留意する。」としている。すなわち、現状での取り扱いが課税対象とされる収益事業の範囲に関し、必ずしも公共性の有無や強弱だけで課税の是非が判断されているのではなく、一般私企業との競争関係の有無や課税上の公平の維持など、もっぱら税制固有の理由から収益事業が規定されており、そこに該当する限りは収益事業として認識されるわけである。

実際には募金と称しながら、図録の頒布代金はあらかじめ金額が設定されており、この金額は製作費用の原価よりも高い金額である。すなわち、一定の利益が含まれており、その名目は「募金」ということであっ

でも、実質は法人税法が規定する収益事業の物品販売業に該当するものである。また、文化育成基金では、他の業者の商品を預かり、販売されたものに対して手数料をもらうようになっており、この部分は明らかに「募金」とは全く性質も異なるもので、法人税法上も収益事業（請負業）として当然に課税対象になるものである。

さらに消費税についても図録の販売に関し上記法人税と同様にあくまで寄付であるという観点から、消費税の申告を行っていない（寄付金は消費税の課税対象外であるため、消費税法上申告の義務は無い）。実際には、陶磁文化館関係分のみで、13,681千円の図録の頒布と手数料収入を計上しており、実質的には消費税法上課税対象とされる資産の譲渡に該当し、名目の如何に係らずその行為自体は消費税の課税対象になるものであると考える。

法人税並びに消費税が非課税とされている根拠の確認と検討を行い、必要であれば税務申告を行うよう手続をすべきである。

要約の査読結果 1 添

財務の査読結果 1 添

要約結果に添付して基本事項を詳しく説明し、その結果を要約結果に添付する

マーケの査読結果 2 添

マーケの査読結果は、佐賀県立美術館の財務事務の執行について、その結果を要約結果に添付する。また、その結果を要約結果に添付する。

由緒の査読結果 2 添

由緒の査読結果は、佐賀県立美術館の財務事務の執行について、その結果を要約結果に添付する。

第2テーマ 佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の財務事務の執行について

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の財務事務の執行について、その結果を要約結果に添付する。

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の財務事務の執行について、その結果を要約結果に添付する。

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の財務事務の執行について、その結果を要約結果に添付する。

査読の査読結果 2 添

査読の査読結果 (1)

査読結果は、佐賀県立美術館の財務事務の執行について、その結果を要約結果に添付する。

## 第1. 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した監査のテーマ

佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の財務事務の執行について

なお、監査対象期間は平成16年度（平成16年4月1日より平成17年3月31日まで）。但し、必要と認められた範囲においては他の年度についても一部監査の対象とした。

### 3. 監査テーマ選定の理由

佐賀県立の博物館施設は、佐賀県立博物館（以下博物館という）、佐賀県立美術館（以下美術館という）、佐賀城本丸歴史館、佐賀県立名護屋城博物館、佐賀県立九州陶磁文化館（本年度包括外部監査実施）、佐賀県立宇宙科学館の6施設があり、ともに社会教育機関として県民の教育文化の向上に向け運営されている。佐賀城本丸歴史館、佐賀県立名護屋城博物館、佐賀県立九州陶磁文化館はその収蔵展示している対象はその名称が現すように限定されている。しかし博物館は総合博物館であり、美術館と一体となり佐賀県の自然、考古、歴史、美術工芸及び民俗の研究・展示・紹介を行っている。

地方の博物館・美術館はその地域に根ざした資料の収集展示を行っている場合が多く、誰もがよく知っているような目玉となる収蔵品の数で国立の博物館・美術館等と比較すると少ないこともある。このため観覧者数が伸びなやむ面もある。これを打破するために、各地の博物館美術館では常設展の充実や企画展の多様化などいろいろな手法を用いて努力を始めている。

バブル経済崩壊後の長い景気後退局面と、小さな行政を目指す地方自治体では限られた予算を如何に効率的に運用するかは極めて重要な課題である。この様な状況の下で、社会教育機関として県民の教育文化の向上に資する博物館・美術館が如何にその機能を発揮しているか、運営は効率的になされているかを検証することは意義がある。

### 4. 監査の方法

#### (1) 監査の要点

- ① 博物館・美術館が、法令や規則に準拠して適性に運営されているか

- ② 観覧料等の収入は適正に処理されているか
- ③ 人件費など運営費用支出の適正性
- ④ 資料（備品）購入手続きは適切か
- ⑤ 設備備品等の管理の適正性
- ⑥ 社会教育機関として入館者に対するサービス提供は十分か
- ⑦ 入館者増加の方策はなされているか
- ⑧ 運営協議会が有効に機能しているか

## (2) 主な監査手続

- ① 会計帳簿等を調査し、博物館・美術館の財務書類が法令及び規則等に準拠して作成されているかの検証
- ② 観覧料及び図録等の販売代金の収納が証憑書類に基づき適切になされているかの検証
- ③ 施設設備の建設更新・維持補修及び業務委託契約に関して入札関係書類、契約書類その他の書類を調査し、工事等の財務事務の執行が法令及び規則等に準拠しているかの検証
- ④ 支出手続きが適正になされているかについて、支出すべき原因、支出の事実、支出手続き、証憑書類等の照合
- ⑤ 設備、備品等の実査による保管状況の検証
- ⑥ 施設設備の点検状況の検証
- ⑦ 運営協議会議事録等の議事録の閲覧及び質問
- ⑧ 入館者等に対するサービス提供についての質問
- ⑨ 入館者増加の方策についての質問等

## 5. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	乗田 泰
補助者	公認会計士	八谷 信行
補助者	公認会計士	峰 悦男

## 6. 外部監査の実施期間

平成17年7月25日より平成18年3月15日

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件に関し、地方自治法第252条の29の規定により監査の制限を受けるものは無い。